

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成30年7月9日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人フェア・プラス

(2) 代表者名

新開 純也

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区三条通大橋東入二丁目下る巽町442番地の9 東山いきいき市民活動センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く障がいのある人たちおよび発展途上国の貧困に苦しむ人たちへの支援と相互理解に関する事業を行い、障害のある人たち、福祉施設、途上国の人たちや国際協力を行う団体と市民、企業、大学などとの連携を図ることによって、もって障がいのある人たちや途上国のひとたちの自立促進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成30年6月28日

(文化市民局地域自治推進室)